

【申請者について】

Q.個人として申請したときに出願人を会社とすることができますか？

A.できません。

申請者と願書に記載された出願人とは完全同一である必要があります。

例えば、「申請者が夫、出願人がその妻」、「申請者がA及びB、出願人がA」や「申請者がA、出願人がA及びB」という形態も認められません。

Q.無職の場合でも援助対象となりますか？

A.世帯全員の合計収入が所定条件を満たせば援助対象となります。

申請者が自然人である場合は、申請者の世帯の合計所得金額を勘案して生活の困窮度を推定します。なお、具体的な所得金額の基準は特許出願等援助規則施行細則(内規第57号)の別表1に規定されています。

Q.弁理士が申請者として、本制度を利用することはできますか？

A.できません。

なお、「申請者である法人の代表者が弁理士である場合」も本制度を利用できません。

Q.外国人の申請は認められますか？

A.外国人も条件によっては、本制度の対象者となります。

審査及び援助実行の都合から、申請者自身と国内で日本語により連絡が取れることが条件となりますが、国籍に制限はありません。ただし、企業の駐在員など一時的滞在者と認められる者は対象となりません。

Q.定まった連絡先や連絡手段を持たないのですが、構いませんか？

A.郵便物の届く住所が国内にあり、かつ、メールアドレス・電話(携帯電話も可)をお持ちでな場合は手続を円滑に進めることができませんので、対象者となりません。

【申請手続について】

Q.特許又は実用新案に関する申請の場合、申請書に添付する「説明書」の「従来技術を示す先行技術文献」について、先行技術文献はどのように調べればよいですか？

A.先行技術文献は、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が提供する「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」やインターネット等を利用して検索することができます。

■「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
ご自身で調査することが難しい場合は、以下の窓口でも無料で相談することが可能です。

■INPIT「知財総合支援窓口」 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

Q.発明等の新規性の有無及びその根拠を記載することになっていますが、新規性などは日本弁理士会の方で判定するものではありませんか？

A.申請者が分かる範囲で記載してください。

Q.代理人弁理士は指定するべきでしょうか？

A.希望する弁理士がない場合には申請時に指定する必要はありません。

心当たりの弁理士がない場合は、当会ホームページで提供している弁理士ナビをお使いください。また、当会の知的財産に関する無料相談等を利用して弁理士を探すことも可能です。

・弁理士ナビ <https://www.benrishi-navi.com/>

・知的財産に関する無料相談 https://www.jpaa.or.jp/free_consultation/

【援助対象となる発明等及び事業活動について】

Q.援助を受けようとする発明等の販売を既に始めています。援助(特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願)を受けることができますか？

A.できません。

援助を受けようとする発明等が、少なくとも審査時において新規なものである必要があります。このため、新規性喪失の例外の利用をした出願は援助の対象となりません。

Q.援助を受けようとする事業活動を既に始めています。援助(商標登録出願)を受けることができますか？

A.できます。

援助を受けようとする事業が、有用性のある事業活動であって、かつ、何らかの形で社会に貢献する可能性が高いことが必要となります。

Q.発明等及び事業活動実施の具体的なスケジュールはありませんが、援助を受けることができますか？

A.「実施」には、実施の内容に具体性が重要です。

このため、実施の具体的な計画及びその計画の裏付けが無い場合には、援助を受けることができません。計画の裏付けが無い場合とは、例えば、「当該計画が、申請者の希望又は願望の域を出ない」と当会が判断した場合等です。

Q.関連意匠や部分意匠も援助の対象となりますか？

A.援助対象となります。

Q.外国への出願は援助の対象となりますか？

A.日本国内特許のみが対象となり、外国出願は援助対象となりません。

Q.PCT出願は援助の対象となりますか？

A.PCT出願は対象となりません。

Q.出願後に援助申請してもよいですか？

A.出願済みのものは、申請できません。

ただし、申請後、援助決定前に出願することは可能です。なお、援助が認められない場合、費用は全額自己負担となりますのでご了承ください。

Q.分割出願は援助の対象となりますか？

A.分割出願は援助の対象となりません。

Q.審査で採用されなかった内容を再度申請しても良いですか？

A.前回から改善された内容であれば再度申請していただいても結構です。

Q.国内優先権を主張する特許出願は、援助の対象となりますか？

A.所定条件を満たせば、援助対象となります。

国内優先権出願も我が国への特許出願の一種であるため、援助対象となります。

ただし、審査の対象となる発明等、つまり申請発明等は、優先権の基礎となる出願の明細書及び図面等に記載されていない発明等です。したがって、申請発明等が優先権の基礎となる出願の明細書及び図面等に記載された発明等と同一又は実質的に同一の場合には、援助を受けることができません。

【審査手続について】

Q.審査基準は公表されていますか？

A.援助の可否を決定する基準は非公開になっています。

Q.申請した内容について、特許性や登録性の判断をしてもらえますか？

A.当会が援助する対象として適格かを判定するだけです。また、結論に達した理由についてはお知らせできません。

Q.きわめて特殊な分野の高度な発明でも審査できますか？

A.特殊な技術分野の場合は、審査に長時間を要する可能性があります。

【援助決定後の事項について】

Q.採用になった場合、氏名は公表されますか？

A.申請者の承諾を得ないかぎり、氏名の公表はありません。

Q.不採用になった内容を特許庁に出願してもよいですか？

A.もちろん結構です。

当会は、本制度の援助対象であるかの審査を行っただけであるため、特許庁の審査とは全く無関係です。

Q.出願後、侵害等で警告を受けた場合にどうすればよいのですか？

A.出願後の事件は全て申請者の責任で対処してください。

侵害等の警告を受けた場合は、本人の責任において対処してください。